

生駒市市民自治検討委員会第2回地域コミュニティ部会会議録

<事務局>

時間が参りましたので、ただいまから生駒市市民自治検討委員会第2回地域コミュニティ部会を開会させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の次第に基づき進めさせていただきたいと存じます。

それでは、委員長お願いします。

<部会長>

おはようございます。

案件1の当部会の検討事項についてでございますが (1)の計画策定段階の原則、(2)の計画策定手続き、(3)の審議会等への参加・公開、(4)の住民自治定義・原則の4項目につきまして、順次御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<事務局>

その前に、総合計画の件ですが、生駒市では第4次総合計画を策定し、市政を進めています。その構成ですが、まちづくりのすべての分野にわたり、総合的・計画的・長期的な基本指針となると同時に市民や民間団体による協働目標となるもので、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。「基本構想」は将来におけるあるべき都市像を定め、その実現のための目標を示す長期的構想で、総合計画の基調をなすものです。「基本計画」は基本構想の具体化と目標達成のために必要な施策を体系的に明らかにするものです。「実施計画」は基本計画に示された施策内容について具体的な事業計画を明らかにするものです。現在は時代の変化とともに内容が変わってきているので、市民のアンケート調査をして要望を吸い上げました。目標年次は平成22年度ですが、前倒しをして、平成20年度に案を作成し、議会を経て21年度より第5次総合計画として実施されることになります。

(1) 計画策定段階の原則

(2) 計画策定手続き

< 事務局 > 検討資料読み上げ

< 部会長 >

(1) と (2) は表裏の関係となっておりますが、(1) は行政側からのアクションで、(2) はそれに対して市民が参画するということですので、セットで考えていきます。生駒市としての考え方は名張市型でいくということですね。これにつきまして、順次ご意見お願いします。

< 上埜委員 >

基本構想を策定する場合、意見を市民から聴き、市がそれを受けるとのことだと思いますが、例えばこれが制定されており、選挙のマニフェストで、例えば今回の第 2 工区のような、基本構想が施策として決まっていて、それが変わるようなマニフェストとで、どちらが優先するのでしょうか。

< 部会長 >

それはきちんと定義しなければなりませんね。後ほど固めていきましょう

< 河南委員 >

市の案でいいと思うが、複数の意見からいくつかを選んで、一つの決まりとするとときにそこに行き着くまでに、実施段階では難しいと思いますが、原則はこれでいいと思います。

< 部会長 >

計画策定への参加は常識になってきましたが、決定に関する責任は誰がとるかということ

ですが、団体意思としての責任と行政機関の責任をとるのと2つありますが、団体意思の場合は議会も含めた自治体そのものです。行政機関としての責任は市長です。総合計画は団体意思です。首長といえども変えられません。議会の議決を得ていますから。上埜委員がおっしゃったマニフェストとかあって、計画変更したいとかいう場合は、総合計画の基本構想に抵触する場合は、議会の議決を得て計画変更しなければならない。基本構想に影響がない場合は、基本計画自体は行政機関の責任において定めるから変えることはできます。ただし、総合計画審議会等に諮って了解をとるという手続きは必要です。総合計画審議会に市民が参画しておればそこでチェックをかけることができる。総合計画に基本構想と基本計画と実施計画がありますが、基本構想部分が団体意思であるので、首長といえども変えたいと思えば議会の議決を得なければなりません。それを受けた基本計画以下が行政責任です。ここを首長の意思で変えようと思えば変えられます。マニフェストでさわることはできます。ただ、問題は基本構想が極めて抽象的で曖昧なので、実際は基本計画でやりたい放題な自治体が多いので、そこにメスを入れないといけない。市民はそれをよく監視しなければならない。そのあたりをこの条項で歯止めをかけないといけない。上埜委員と河南委員の答えになりましたでしょうか。

基本構想は、将来目標として10年の目標を立脚すべき根本理念として掲げることが多いので、具体的中味にひっかかり、構想を変えなくてもいいようになっている。だから議会が基本計画にあまり口を出さずに、行政を信頼して任せているという構造になっていますけど、ルールとして議会に報告します。それが自治体のルールです。議決は要りませんが報告します。あるいは重要な変更で報告義務がない、議決事項でなくても、議会に協議にかけたりすることもあります。それが民主的な自治体のルールだと思います。

< 乾委員 >

基本構想案は大雑把なものでいいと思うが、実施計画を実施する段階になれば、ある程度規制する部分も必要でないかと思います。

< 部会長 >

ですから、市民には実施計画になれば分かりやすくなる。実際に参画するのは基本計画から実施計画の段階のほうが分かりやすい。実施計画レベルまで参画する制度を整備して欲しいということですね。

生駒市では総合計画審議会は基本計画までですか。実施計画は行政で作って、審議会への報告くらいですかね。

< 事務局 >

そうですね。

< 部会長 >

今の意見を参考にしてください。

< 今西委員 >

基本計画案でいいと思いますが、市民への公表をするときに配慮して欲しいと思います。

< 部会長 >

今は広報紙・ホームページですかね。

< 事務局 >

一番は広報紙で、あとはホームページ、K C Nですかね。あとはタウンミーティングとかあります。

< 部会長 >

今後ともそのあたりの方法の工夫してください。

< 日高委員 >

計画策定段階の原則は篠山市の例にならっていて、計画策定手続きは名張市の例にならっていますが、それは意図しているのでしょうか。

< 事務局 >

分かりやすさを念頭においたら、この形になりました。

< 日高委員 >

分かりました。実施計画の段階でも意見を述べることができる、また評価のできることが可能だということを大事にしてもらいたい。

< 金谷委員 >

平成 13 年度総合計画策定に参加しましたが、2 回程度の会合でその後は市で総合計画を策定されましたが、今回は総合計画の取り組みの仕方が変わりそうでありますし、条例でしっかりしといたほうがいいと思います。

< 部会長 >

前の総合計画の反省を生かして今回の総合計画を作ってくださいということですね。

< 安藤委員 >

今回総合計画の市民会議の委員を募集していたと思いますが、どのような位置付けか。

< 事務局 >

市民会議は審議会に対する提案機関と考えられます。

< 津田委員 >

文章表現的に、まず、計画策定段階の原則のところでの基本構想案の市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合はの場合とありますが、行うのが必然であるので、当たってはという表現にしたほうがいいと思います。もうひとつ公表する旨をというところですが、前回のときに旨をことをにしましたが、後ろの資料でも出てきているので、どっちかに統一したほうがいいと思います。

2つ目の計画策定手続きのところの基本構想案ですが、意見聴取の方法を手段選択的に書いていると思いますが、それよりも本来は市民から意見を聴きますよというのが目的なので、例示の文章が分かりやすい。それから、公表すべき原則を規定するとありますが、それも原則としてあと云々と書いたほうが分かりやすいと思います。

< 部会長 >

上埜委員と河南委員のご意見についてはご理解いただけたと思いますが、もう一つ残っているのは重要なまちづくり施策に関する意思決定とありますが、他の自治体は総合計画等と事例がありますが、ここでいうまちづくり施策とは何を意味するのかということを定義する必要はないかということです。この場合のまちづくりが団体自治、住民自治を統括した生駒市づくりという意味に当たるのかどうかということですね。生駒市そのものを作っていくという、自治体としての、それをまちづくりと定義するならば意味は通る。その中の最高計画は総合計画ですよということになります。それを受けた各基本計画ができ、例えば教育基本計画、文化基本計画、保険医療基本計画等も全部まちづくり施策の一つですよという位置づけでいくということになるのでしょうか。名張市・篠山市はそう解釈しています。そうするとまちづくりという言葉は危ない言葉でなくなってくる。団体自治も住民自治も全部含まれています。一言で言うと自治体としての生駒市づくりですということ、それがまちづくりという意味ですよと理解するとこの条文は通る。その理解でいきますか。その方が、生駒市として団結できる気分になりませんか。まちづくりの各側面における役割分担は団

体自治、住民自治がありますと。住民自治の規定は後で出てきますが、団体自治に関しては市民も参画できますよ、公開しますよと、その理解でいきましょうか。

<事務局>

みんなでやっているというまちづくりにしたいと考えています。

<部会長>

それは第何条かで、定義とかあると思いますが、例えばこの条例におけるまちづくりとは定義するか、またはむしろ生駒市づくりくらいのほうがいいというのであれば解説書にしようとか。この条例でいうまちづくりとは、市民、議会、行政が一体となっていく生駒市づくりを意味しますと書いてしまうかですね。そういうふうにして処理したらどうでしょうか。それだけ定義的に抑えましょうか。団体自治、住民自治を包含した含めた生駒市全域の生駒市づくりとして理解したら。

ここで言いたいのは計画、方針、構想等の類ですよ。他部会と調整しながらまちづくりの言葉の定義については統一方針をつくろうということで。

それでは（３）の審議会等への参加・公開に進みましょう。

(3) 審議会等への参加・公開

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

それではご意見お願いします。

<津田委員>

基本構想案のところで、市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、のところです

が、例示では場合はになっているので、表現を統一した方がよい。また、中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定する、のところですが、文章が分かりにくい。ここで言いたいのは中立性の確保に配慮するということと市民公募委員を設けますよということだと思いますので、中立性を確保するとともに原則として市民公募委員を設けることを規定するとしたほうがいいと思います。次の二つ目ですが、原則として公開しなければならない旨規定する、のところですが、旨をことをに直したほうがいいと思います。

< 部会長 >

今のことを調整していただくようお願いします。

< 安藤委員 >

基本的にはこれでいいと思います。

< 金谷委員 >

基本構想案の文章より例示の文章が分かりやすい。もう少し言葉をやわらかくしたほうがいいと思います。

< 部会長 >

基本的な考え方とか仕組みとかを変えない限りは、例示も基本構想案もふにやふにやです。要するに議会に上程するときにはどの条例原案でいくかと言えば、基本構想案が縛りで、目標は例示になります。最後は例示に迫っていきます。金谷委員がおっしゃるように分かりやすくしてください。

中立性は当然であるし、原則として市民公募委員を設けることも確定します。審議会等の会議及び会議録は原則公開、これも改めて一般原則としてきちんとしておく。だから公開しないときはなぜ公開しないかという説明責任が発生する。

< 日高委員 >

表現を統一したら分かりやすい。分かりやすくしていただけたらそれでいいと思います。
内容的にはこれでいいと思います。

< 今西委員・乾委員・河南委員 >

これでいいと思います。

< 上埜委員 >

中立性を保つために市民公募委員を設けるとありますが、市民公募委員を選んだからといって中立性を保てるかとは限らないと思います。なぜかという、政治・信条を色々持った人がいるので、それをどう審査するか。中立性を保つために市民公募を設けるのは重要かも知れないが、中立性ではないと思います。公募委員をどのように選ぶかが重要だと思います。

< 部会長 >

文章的には中立性に配慮するとともにですから、A N D ですね。説明をお願いします。

< 事務局 >

伊賀市の条文で、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならないとありますが、これが中立性と解釈しました。それと合わせて部会長言われたように公募市民を原則として入れていくというのを並列にしました。上埜委員がおっしゃた、委員の選任の方法についてはそれぞれの選任の機関に応じて規定を作っていかなければならないし、配慮していかなければならないと思います。

< 部会長 >

上埜委員が感じられたことは一般市民も感じられるかも知れませんが、それに対して解

答するとしたら、名張市型より伊賀市型の方が正確ですよね。伊賀市は議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない、とあって委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。ときちんと分けているので、こちらの方が正確だと思います。中立性というのが抽象的なので、伊賀市方式でいいと思います。例えば在日韓国朝鮮系の人が15%いるとしたら、審議会構成委員比率の中にその比率をいれるのが当たり前です。男女比率も半々だから、少なくとも目標として半々くらいまではもっていかなくてはならない。そういう原則は立てるべきだと思います。

<事務局>

市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、地域、性別、年齢、国籍などに配慮及び原則として市民公募委員を設けることを規定する、という条文でよろしいでしょうか。

<部会長>

それでいいと思います。

<日高委員>

上埜委員は政治的な偏りを心配されていたと思いますが、公募を決めるときの条件で縛っていくことも大事なと思うのですが、書いておくべきことでないかと思いますが、公募するときに地域、性別、年齢、国籍は配慮したと。ですが、政治的な偏りが見受けられるような時は、見つけられるような方法を講じることもできないでしょうか。

<部会長>

それはとても難しいですが、答えてくれた条文の構成であれば排除できます。地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならないとして、それとあわせて原則として市民公募しな

ければならないでしょ。公募するときにもそれに配慮しなければならないということです。

その結果、その人たちが自民党員、共産党員、公明党員、民主党員であったとしても結果論としてありうるけど、無視することはできません。だから、地域、性別、年齢、国籍の基準に従って公募委員が選ばれることになりますので、ある地域に委員が固まっていればやり直しになります。

< 上埜委員 >

例えば、選挙の投票立会人であれば、はっきり政党を書くようになっていますが、公募のときも、政治・信条は誰でも持っているものであるのではっきりすべきだと思います。それをはっきりしないうちに選んで、その行動のなかで主張されても会議が混乱すると思います。

< 部会長 >

いいご指摘だと思いますが、未解決の問題です。選挙についてはきちんと規則上定められていますが、審議会委員は委嘱ですから意見を求められる立場であるから、さまざまな立場の人が来てもいいわけです。政治・信条は問わないが、結果論として特定の政治・信条の人に振り回される可能性があるという、それを防止するにはどうしたらいいかというご指摘ですね。

< 上埜委員 >

今までもそういうことがあったので、公募委員を選ぶ段階で網をかけることも必要でないか。

< 部会長 >

そのへんはどうでしょうか、個人情報保護の問題もありますし。

< 金谷委員 >

それは偏った書き方だと思います。市民は色々な人がいて、参加は色々な人がしてもいいわけですから、公平性に欠けると思います。会議があれば、そういう人が参加しても会議の中でどう調整するかだと思います。

< 三林委員 >

ここでいう市民とは個人しかないのでしょうか。

< 部会長 >

そうです。

< 三林委員 >

そしたら、個人というのは生駒市に住む市民、生駒市に勤務する人もそうだと思いますが、何々会として市民公募として応募することはあり得ないのでしょうか。

< 部会長 >

市民については、在住、在勤、在学、法人も市民にするということは決めましたが、個別の制度的に、その人のための市民はこの範囲ですよ、個々に括ると、だから広い意味で自治基本条例が対象とする市民はこれだけですと。住民投票のときはまたその個別に変わってきますよ、市民参加のときも決めていきますよとなっています。例えば、商工振興の審議会であれば、商工会議所の代表も来てもらわないといけないと思いますが、その代表者が大阪市民の場合もあり得ますが、それを排除しますというのであれば話にならないので、そういうのもきちんと対象にしなければならない。ただし、委員会の審議会に来るのは代表者個人となってきます。

< 三林委員 >

例えば、私は会を代表してきていますが、年度替りで個人が変わった場合もあると思いますが、そのときは構成が変わってくる場合もあると思いますが、法人の代表として公募で名乗りを上げられた場合とかは齟齬が出てこないのかと思います。

< 部会長 >

実際は団体を代表して行きますであっても、公募のときは個人として行って、団体の立場を代表して意見を言う自由は与えられていると思います。

< 安田委員 >

なかなかとっかかりがなく難しいと思いますが、興味ない人をも巻き込めるように、言葉を分かりやすくできたらと思います。また、中立性という部分ですが、興味のある人が公募で応募するのであって、私も障害者団体の代表をやっていてハートフルプランの策定に関っていますが、そこでも公募で募集をやっていますが、一般の市民は障がい者にどういう意見をもっているのかが分かるからいいのかなと思います。

< 部会長 >

裁判委員は興味のない人も無理やりなってしまいましたが、公募委員は関わりたいという人がなるので、レベルが違うと思いますので、政治的意識、参加意識も高いと言えと思いますが、上埜委員がおっしゃる、偏りが出ることにもなるし、金谷委員がおっしゃる、より一層意見が広がって中立性が逆に保たれるのではないか、ということもあるし、どちらも正しいと思います。問題は少数者といわれる組織・団体の代表であっても、審議の場であっては無視されることのないようなことにしなければならない。だから、地域、性別等の中に障がいの有無の属性も含まれるということを確認したほうがいいと思います。

それでは次に進みましょう。

(4) 住民自治定義・原則

<事務局> 検討資料読み上げ

<部会長>

念を押しますと、ここで言っているのは地域住民自治に限定してイメージを絞っていいいいんですね。NPOについてはここで述べていないということによろしいですか。なぜそれを言うかという、伊賀市は住民自治の中にNPOも入れています。住民自治に課題別・分野別の市民自治と、地域共同体の共同性を高めていくための地域自治の2つを入れている。だから政策的に言うと、コミュニティ政策とNPO支援政策の2つがあって、伊賀市は両方指しています。ところが、名張市はコミュニティ政策ですとしているわけです。市民公益活動の支援は別の条文であります。それをどう整理するか、この場で答えは出ないでしょうから次回まで答えを出しましょうか。

この場で議論するのは、NPOは入っていません。地域自治、地域共同性を高めていくための応援していくため、認めていくための条項です。

それでは、ご意見お願いできますでしょうか。

<三林委員>

基礎的なコミュニティは自治会しかないのでしょうか。ここがすごくひかったのですが。市民は自治会に入らなければならない、市は自治会を応援しなければならないというふうにとれるのですが。

<部会長>

これは()括弧しておいてください。入れるかどうかは。名張市を参考にしていると思いますが、名張市は区という制度があって、自治会も別にあります。行政がお願いして作ったのは区です。それとは別に自主的に自治会を作っているところもあります。それを2つ

とも書いているのですが、それとは別に地域づくり委員会という新たな総合型住民自主組織ができていて、条例設置しようとしています。このあたりは話をするとややこしくなりますが、今おっしゃたのは、自治会、町内会は大切な組織ですが、最高裁判決でもありますように、共益的団体で任意加入となっています。そういうところを懸念されていると思いますが、実際の話として自治会、町内会以外では地域コミュニティの面倒は見えていません。だから逆に自治会を入れることが自治会の負担になるかもしれない。自治会、町内会を中核にすえた新たな総合型地域自治システムをつくるのであればかえって書きやすいですが。自治会、町内会入るのが嫌やけど、まちづくり協議会があり、そっちのほうで結集したというケースが宝塚市にありましたが、自治会長とまち協会長とどっちが偉いと喧嘩しているケースがあります。こういうことになると、地域自治の破壊になります。あくまで住民の創意工夫、自主的な自治能力で解決してもらわないといけない。自治会、町内会というのは行政が直接支援することに最近疑義が出てきていますが、間接支援、例えば委託料を渡して仕事をしてもらうとか、工夫もされてきています。そういうことから考えると、自治会、町内会を中核にすえた地域コミュニティづくりということも生駒市は考えていると思いますが、それをむしろ強化・再編・発展する方向で構想するのであれば、もう少し条文をさわったほうがいいと思います。

< 事務局 >

おっしゃるとおりだと思います。限定するのはおかしいですし、伊賀市の形の公益活動団体等も含んだ形で住民自治協議会みたいなのを念頭に置きながらの構成にしたらいいかないと議論を通じて思いました。次回までに検討し、提案させていただきたいと思います。

< 部会長 >

それと市民公益活動、NPO団体支援も別条文とするかどうかですね。後は参考意見という形になりますが、ご意見よろしくをお願いします。

< 津田委員 >

今、お話あったように、非常に難しい問題だと思います。自治会抜きで地域を考えることは難しいと思います。ここで一番重要なことは今までの自治会の機能を大切にしながら、一方で自治会以外の活動をしようとしたときに、大きく広がっていくような活動が市民自治としてできたらいいな、ということが求められているのではないのでしょうか。

< 部会長 >

生駒市の住民自治の将来的な方向に向けての支援をどうしていくかということに関わるから、名張市みたいに柔らかいやり方で置いといて、実体的には総合型住民自治システムに向かってやっていくという方法もあります。宝塚市はそうですが、まだ要綱だけです。宝塚市自治基本条例はまだそこまで書いていない。ですが、宝塚市まちづくり協議会、地域づくり協議会ができています、全小学校区に。その中に自治会が入っている協議会と自治会と切れている協議会がありますので、整理をしていかなければならない。名張市も自治基本条例には1条だけ載っていますが、それは名張市地域づくり委員会となっていますが、その中核は区長、自治会長です。あと、PTA、消防団等全部入ってきます。そういう形でもう一度総合型にしているのですが、これも現在条例化の作業をしています。名張市地域づくり推進委員会条例を作らないといけないと監査委員の指摘をもらっています。だから、次に本体条例作りますけど、これを基礎条例としてもっておくかどうかですね。ちなみに自治会単独を支援するというに関しては法律的に疑義が出てきている面もあるので、むしろ自治会を壊さず、生かしていく、育てていくという形で包含していくような、総合型自治システムへの支援システムを作っていくのが今の流れですので、そのあたりの施策を事務局がこういうふうに進めていこうというのを出さないと、この条文は上手く収まらないと思います。まだそこまで議論しませんということであれば、名張市のレベルでもいいと思いますが。伊賀市は住民自治協議会システムを作ってから、この条例を作ってますから非常に精密です。

< 安藤委員 >

自治会を基本的なコミュニティとして謳っていますが、自治会によって規模も違うので、自治会ごとにするよりももっと広範囲で学校区単位等にして自治会を超えたコミュニティを考えたほうがいいと思います。

< 部会長 >

先ほども確認しましたが、自治会はコミュニティの最大のお世話役ですが、自治会 = コミュニティではありません、ということは確認しました。今おっしゃた小学校区単位でというのは理想です。小学校区を超えたら駄目です。コミュニティでなくなってしまう。

< 金谷委員 >

私は地域協議会的なものを立ち上げたらと思っています。もう一つ、NPOの話がありましたが、NPOと自治会は本質的に違うと皆さんにも活動を通じて知っていただこうと、その一つが去年の10月から生駒の生活道路の安全調査をやっています。今度の土曜日から中心部から南半分を調査し、市へ資料を提出しました。それから、次は北のほうを考えています。そういうことをしていくのがNPOの活動の一つだと思っています。最近の例としては、市で平和の集いをしましたが、それに公演される講師を紹介して欲しいと依頼があり、広島の実験被害者体験談ということで、講師の方を紹介しました。また、その前座として、生駒の生涯学習のハーモニカ演奏をするグループを紹介しましたが、NPOの名前を出すわけではないけど、市が主催したということで影に徹しながら、生涯学習のほうでも発表する場を作ることによって、元気になって上達もしていくということで、紹介しました。そういうことをNPOとしてやってきているわけで、自治会はこういうことはできない。我々は自治会がすることに突っ込んでやるわけがないので、皆さんにそのあたりをご理解いただきたいと思います。

< 部会長 >

それについては、次回議論しましょう。コミュニティとアソシエーションは別のものです。タウンマネジメントオーガナイゼーションとかコミュニティベストオーガナイゼーションとかいう言葉がありまして、TMOとかCBOとか言いますよね。こういう組織があるほうが、問題を深刻に抱えている地域が生き返ってきた、それはNPOのおかげというものもあるわけですね。むしろNPOを相手にしないと、ある意味で強いところ、問題がなくきちんと運営できているところこそ、NPO関係なしで地域を形成できます。そういう意味では、お互い手の結ぶ必要があるところは手を結べばいいし、無関係でできるのであれば、無関係のまま仲良くすればよいわけです。ただ、2つを同じ市民公益活動団体として理解されると、全く性格の違うものですから、このあたりは次回議論しましょう。きちんと役割が違うということを認識してから、条例上どう対処するか決めていきませんか。今、簡単に言いますと自治会はコミュニティ系団体です。コミュニティそのものでないけど、コミュニティをお世話する最大の団体です。NPOと思想が違います。これは共和主義です。皆のために頑張らしましょう、皆のために我慢しましょう、助け合いましょうという思想ですね。これに対してNPOは自由主義です。むしろ個別の課題に神経を發揮して、一人ひとりが幸せにならない限り、全世界が幸せにならないという思想ですね。これが自由主義と言います。我慢よりも連帯とか個人の救済を非常に重視します。自治会、町内会は全日的です。何でもしないとあきません。これに対してNPOは何でもするわけにはいきません。ある課題に集中します。課題ごとに結集します。そして、更に定時的に活動します。また、物事を決定するときに非常に合理的かつ個人の意思を尊重しますから、会社と変わらない合理的な経営をしますが、コミュニティはこの合理主義経営をしますと必ず破壊されます。つまり損か特か、課題共有しているから一緒にいるというのであれば、地域社会は壊れます。一緒に暮らしているものとしての共同感情で決まります。それが重大な違いであるのに分かっていない。だから、コミュニティの意思決定は非合理決定と言われます。アソシエーションの決定は合理決定と言われます。コミュニティの意思決定の根源にあるのは地域共同感情である。これは学問上は

っきり言われていて、コミュニティセンチメントと言うんですね。これを無視するととてもない事になります。

こういうことを理解しながら、2つの市民公益活動のコミュニティ型活動とアソシエーション活動をどう分割するか提案を下さい。やっぱりここは分けたほうがいいと思います。現実はこちらにソシエーション型、コミュニティア型があるのだから、条文を2つ用意したらいいのではないですか。

それでは、本日は以上をもって終了させていただきます。